

異物混入発生時の対応マニュアル

和歌山大学教育学部附属小学校 平成30年4月

	調理中の異物混入の発見	教室にて異物混入の発見
<p>① 危険異物混入 身体に多大な危害あり</p> <p>【例】 ネジ・釘・刃物の破片 ガラス・針・乾燥剤・ 洗剤・毒物</p> <p>ねずみ・ゴキブリ・ハ エ・ムカデ など感染 症を媒介する害虫</p>	<p>調理員 → 栄養教諭 → 副校長（管理職） 給食主任・事務係長</p> <p>（検討事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食中止 ・給食調理形態の変更 ・簡易給食への移行 ・教職員を緊急招集し、報告・体制について説明する。 ・異物が入っていた調理中の飲食物を保管する。 ・保護者宛に状況についての説明文書をだす。 ・事件性と係わるものは、警察署、保健所、教育学部長・大学総務課へ連絡する。（副校長が対応） <p>以上のことを早急に検討し、安全な給食体制を整える。</p> <p>○検討結果を給食室へ至急連絡する。</p>	<p>発見者 → 担任 → 栄養教諭 → 副校長（管理職） 給食主任・事務係長</p> <p>養護教諭 → 学校医 保護者 → 病院へ</p> <p>○給食室へ連絡し、現場実態の聴き取り調査をする。 ★飲食児童は、直ちに医療機関で診断を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異物の入っていた給食を保管する。 <p>●緊急対応（発見及び飲食）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校放送にて、危険とされるものの飲食中止を指示する。 ・安全と判断できるものだけを飲食させる。 ・保護者宛に状況についての説明文書をだす。（報告と今後の体制） ・児童の健康状態及び精神面を配慮する。 <p>●職員の緊急招集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に報告・体制について説明する。 ・全児童の健康状態を把握する。 ・内容によっては、学校医の指示を仰ぐ。 ・事件性と係わるものは、警察署、保健所、教育学部長・大学総務課へ連絡する。（副校長が対応）
<p>② 非危険異物混入 身体に影響少ない</p> <p>【例】 髪の毛・糸くず・ナイ ロン・アオムシ・卵の 殻 など</p>	<p>調理員 → 栄養教諭 → 搬入業者 （事務係長・給食主任・管理職へ報告する。）</p> <p>○発見後、異物とその周辺を取り除き再加熱したり、複数人員で確認したりして提供する。必ず、管理職の検査後に提供する。 （児童の健康状態に留意する。）</p>	<p>発見者 → 担任 → 栄養教諭 → 副校長 （給食主任・養護教諭・管理職へ報告する。）</p> <p>○給食室へ連絡し、現場実態の聴き取り調査をする。</p> <p>◇学級・児童への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいものと取り替える。 ・児童の健康状態及び精神面を配慮する。 ・担任は、保護者に報告する。
<p>その他（給食室外で調理される加工食品） パン・ごはん・牛乳・ 冷凍加工食品・デザート加工食品</p> <p>異物混入が業者だと確定できるもの</p> <p>危険異物対応段階においては、①②に同様</p>	<p>調理員 → 栄養教諭 → 副校長 搬入業者 （事務係長・給食主任・管理職へ報告する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに、学校給食会及び業者に連絡し交換依頼する。原因究明を依頼する。 ・管理職と相談後、教室での緊急対応方法について、担任へ連絡する。 	<p>発見者 → 担任 → 栄養教諭 → 副校長 （事務係長・給食主任・養護教諭・管理職へ報告する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異物が入っていたものを保管し、学校給食会及び、業者へ連絡する。原因究明を依頼する。 ・他のものに交換し、飲食させる。 ・担任は、児童に状況を説明し、善処したことを伝える。 ・児童の健康状態及び精神面を配慮する。 ・児童の健康状態を確認し、状況によっては、医療機関で医師の診断を受ける。（養護教諭） ・内容によっては、保護者に説明文書で報告する。 <p>●職員の緊急招集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全児童の健康状態を把握する。 ・内容によっては、学校医の指示を仰ぐ。 ・事件性と係わるものは、警察署、保健所、教育学部長・大学総務課へ連絡する。